\* 販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

経済産業省 平成 28 年度第 2 次補正予算事業

## 小規模事業者持続化補助金

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

小規模事業者が、商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額は50万円です。

(雇用の増加を伴う取組み、買い物弱者対策、海外展開に取り組み事業者については、100万円が上限になります。)

(申請をして採択をされた場合に補助金が出ますのでご承知おき下さい。)

## {補助対象者}

: 卸売・小売業 常時使用する従業員の数 5 人以下

: サービス業(宿泊業・娯楽業以外) 常時使用する従業員の数 5人以下

: サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20 人以下

: 製造業その他 常時使用する従業員の数 20 人以下

## {対象となる取組の例}

①広告宣伝 (広告費)

新たな顧客層の取組みを狙いチラシを作成・配布、ホームページの開設 看板の設置

- ②集客力を高めるための店舗改装(外注費) 幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③展示会・商談会への出店(展示会等出展費) 新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更(開発費) 新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新
- \* 公募の締切り 平成29年1月27日(金)
- \* 申請を計画される方は、早めに商工会へご相談ください。

木曽岬町商工会 TEL 0567-68-1183 担当 石崎